

令和1年8月

お客さま各位

盛岡信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定改定のお知らせ

金融庁より平成30年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫は令和1年10月より、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」を改定いたします。

規定の改定後は、新規取引開始時にお取引やお客さまに関する情報等について従来よりも詳しく確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客さまにおきましても、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、再度確認させて頂く場合がございますのでご協力をお願いいたします。

当金庫がご協力をお願いする確認や資料のご提出について、ご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

なお、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、お取引を制限させていただく場合がございます。

また、在留カードをお持ちのお客様につきましては新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引があるお客さまも在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードをご提示のうえ当金庫へお届けいただきますようお願いいたします。

記

1. 改定する預金規定

「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」

2. 改定内容

以下の条項を新設・および追加いたします。（下線部分が追加箇所となります）

2. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

3.(解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記9.(1)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合

以下省略

以上